

公共マスの設置要望について

入善町では下水道管きよ整備が国道 8 号沿線を除きほぼ全域で完了しました。公共下水道事業の排水区域以外の下水道管整備補助事業は平成 28 年度末をもちまして概ね終了となりました。

平成 29 年度からは下水道接続は、下記のとおりのお取扱いとなっております。

■対象エリア

公共下水道事業の排水区域以外（大まかには市街地区域以外が対象）

本管の延伸が必要でない場合

① のような場合、これまで同様に下水道へ接続可能です。

また、既に公共マスが設置された状態で、まだ未接続の場合も下水道へ接続が可能です。

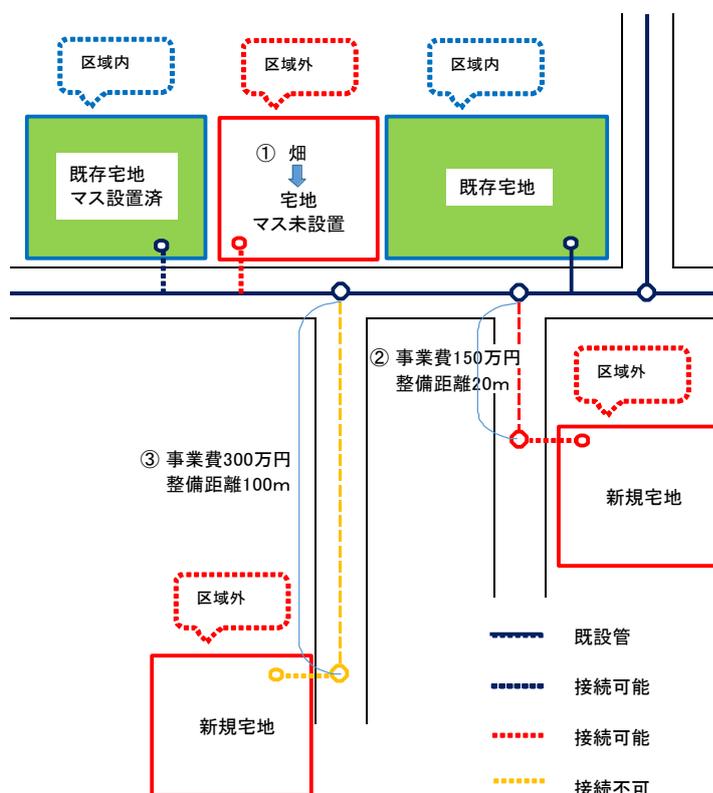
① の場合、これまでの手続きに加えて、「下水道区域外流入許可申請」手続きが必要になります。また、受益者分担金の納付が必要です。

本管の延伸が必要な場合

② のような場合、本管延伸距離が 50m 以内かつ、事業費 250 万円以内（町の積算基準による）であれば下水道本管を町側で一度だけ延伸します。これまでのお手続きに加えて、「下水道区域外流入許可申請」手続きが必要になります。また、受益者分担金の納付が必要です。

③ のように、上記の延伸基準のいずれか、又は両方とも基準を超える場合は、本管延伸は行いません。このような場所で排水を行う場合は、合併浄化槽の設置が必要です。

合併浄化槽の設置については、設置補助金の交付対象となる場合がありますので、下記までお問い合わせください。



【問い合わせ】水道課 水道係 (0765-72-3840)

下水道接続等に関するお手続きの流れ

それぞれの段階において、住まい・まちづくり課簡易水道・下水道係の窓口にご相談ください。

① 新築等の検討段階（農振除外、農地転用の申請前）

- ・下水道本管等の敷設状況を調査・回答します。
- ・下水道接続または合併浄化槽の設置のいずれかになるか調査・回答します。
※事業費等の積算が必要な場合、後日回答します。
- ・合併浄化槽設置の場合、土地改良区に排水先の協議・確認をしてください。

② 新築等の計画段階（農振除外、農地転用の申請後）

- ・下水道区域外流入許可申請書及び必要書類（位置図等）をご提出ください。
※町から許可・不許可通知を申請者に送付します。許可通知が届いた場合、下水道区域外流入受益者分担金を一括納付してください。
- ・公共マスの設置希望位置が分かる図面等をご提示ください。

③ 新築等の設計・施工段階（確認申請後）

- ・申請者と協議・確認後、本管延伸やマス設置工事を町が発注します。
※区域外受益者分担金が未納の場合、町工事は発注されません。
町の発注から工事完了までは概ね3～6か月を見積もってください。
- ・建築着手時までに町の指定工事店を通じて、「排水設備新設計画申請書」と必要書類をご提出ください。
- ・合併浄化槽設置の場合は、土地改良区と排水先の協議を行ってください。
その後、合併浄化槽設置補助申請書をご提出ください。
以後は交付決定後に着工していただき、完了報告、補助金交付となります。

④ 新築等の完成段階

- ・排水設備の施工完了から5日以内に「排水設備工事完了届」及び「下水道使用開始届」をご提出ください。
- ・完了届をご提出後、町より施工完成確認検査を行います。
※検査完了前でも、下水道使用開始届を提出していただければ下水道への排水は可能です。